

山口市U J I ターン者移転費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口県外居住者のU J I ターンによる市内事業所への就職及び第一次産業への就労を促進するとともに、U J I ターン者の定住をもって地域の活性化を図ることを目的として交付する、山口市U J I ターン者移転費用補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) U J I ターン者 山口県外に居住し、本市に転入した者をいう。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学等を卒業した直後に就職し、本市に転入したものは対象外とする。
- (2) 事業者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用を受けており、本市に本社又は本店を有する法人事業者又は本市に住所を有する個人事業者をいう。
- (3) 登録事業者 事業者のうち、山口市若年U J I ターン者人材確保支援補助金交付要綱第8条の規定により認定された事業者をいう。
- (4) 一般常用雇用者 1週間の所定労働時間が30時間以上の雇用保険被保険者であり、かつ、期間の定めなく雇用される者をいう。
- (5) 第一次産業 農業、林業及び水産業をいう。
- (6) 就労 雇用又は自営により仕事に就くことをいう。
- (7) 農山村エリア 本市の市域のうち、徳地地域、阿東地域、仁保地域、小鯖地域、陶地域、鑄銭司地域、名田島地域、秋穂二島地域及び秋穂地域をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げるいずれかの要件に該当する者とする。

- (1) U J I ターン者のうち、本市へ転入後90日が経過するまでに登録事業者又は農山村エリアの事業者一般常用雇用者として雇用された者であって、雇用されてから3か月以上本市に定住し、かつ、継続して雇用されている者
- (2) U J I ターン者のうち、登録事業者又は農山村エリアの事業者一般常用雇用者として雇用された者で、雇用された日から14日以内に本市へ転入した者であって、雇用されてから3か月以上本市に定住し、かつ、継続して雇用されている者
- (3) U J I ターン者のうち、本市へ転入後90日が経過するまでに本市で第一次産業に就労した者であって、就労してから3か月以上本市に定住し、かつ、本市で就労を継続する意思のある者
- (4) U J I ターン者のうち、本市で第一次産業に就労した者で、就労した日から14日以内に本市へ転入したものであって、就労から3か月以上本市に定住し、かつ、本市で就労を継続する意思のある者

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象者から除く。

- (1) 市税に滞納のある者
- (2) 山口市わくわく移住就業支援補助金の交付を受けている者
- (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める被保護者
- (4) 他の公的制度により、本補助金と費目が重複する補助を受けている者
（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う次に掲げる費用とする。

- (1) 家財道具の運搬のため引越業者又は作業を依頼した者等に支払った費用
- (2) 家財道具の運搬のため利用した車両等のリース費用
- (3) 家財道具の運搬のため利用したリース車両等の燃料費
- (4) U J I ターン者の移転先までの移動に係る交通費（山口市職員等の旅費に関する条例及び山口市職員等の旅費に関する条例施行規則を準用し、その額をもって補助対象経費の上限とする。）

（補助金額）

第 5 条 補助金額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定により算出して得た額に 1, 0 0 0 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（補助金交付の申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、雇用又は就労の開始の日から 3 か月が経過する日の翌日から起算して 6 0 日以内又は交付申請を行う年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに、山口市 U J I ターン者移転費用補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費の明細書（様式第 2 号）
- (2) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- (3) 住民票の写し（世帯全員のもので、就業開始日又は開業日から 3 月が経過する翌日以降に交付されたもの）
- (4) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の写し又は開業届の写し（雇用の場合のみ）
- (5) 就業証明書（様式第 3 号）（雇用の場合のみ）
- (6) 本市が発行する滞納の無いことの証明書
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

（補助金交付の決定等）

第 7 条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに補助金を交付すべきものと認めるときは補助金の額を確定し、山口市 U J I ターン者移転費用補助金交付決定兼確定通知書（様式第 4 号）又は山口市 U J I ターン者移転費用補助金不交付決定通知書（様式第 5 号）により交付申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 8 条 前条の規定による交付決定通知書を受けた交付申請者（以下「交付決定者」とい

う。)は、30日以内に山口市UJIターン者移転費用補助金請求書(様式第6号)により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、交付決定者から前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請をしたとき。
- (4) 市長の指導等に従わないとき。
- (5) その他この要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、当該交付決定者に対し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象者の状況	補助率	補助上限額
補助対象者が45歳未満、15歳未満の者の扶養者、又は農山村エリアに転入した場合	2/3	20万円
上記以外の場合	1/2	20万円